

多摩市スポーツ推進審議会市民委員選考要領

第1 趣旨

この要領は、多摩市スポーツ推進審議会の市民委員選出事務取扱要綱（平成30年多摩市告示第229号。以下「要綱」という。）に基づき選出する市民委員の選考の基準その他必要な事項について定めるものとする。

第2 募集

- 1 募集告知は、市報（令和6年4月20日号）及び公式ホームページにより行う。
- 2 募集期間は、令和6年4月17日（水）から5月24日（金）までとする。
- 3 要綱第4条第3項で定める小論文は、800字から1,200字程度までとし、テーマは「私が考える、多摩市のスポーツ振興とまちづくりについて」とする。
- 4 募集人数は2名以内とする。

第3 選考基準

- 1 小論文の内容（絶対評価）について、選考委員が項目別に審査し、多摩市スポーツ推進審議会市民委員評価採点表（様式1）を用いて、各項目の得点集計により評価する。各選考委員の各項目の得点は5点満点とする。

(1) 小論文評価基準

- 文章 伝達力（誤字・脱字がなく、わかりやすいか。）
構成力（論文として論理的な展開となっているか。）
表現力（独創的で、魅力ある表現かどうか。）
- 内容 先見性（先進的な見解を備えているか。）
普遍性（行政全般に対する総合的視点を備えているか。）
現実性（実現可能な主張であるか。）
公平性・中立性（社会的に中立的な立場で市民・行政の視点で審議できるか。）
熱意（スポーツ振興に熱意があるか。）

- 2 選考委員が総合的に評価（相対評価）する。

(1) 総合評価基準

- 期待性（多摩市のスポーツ振興に関し、公益性を高める発言、意見を述べる事が期待できること。）
その他（上記の基準のほか公募市民委員の男女バランスや年齢構成など審議会の運営にあたって幅広い市民の意見が反映できると考えられること。）

第4 選考委員

選考委員は、くらしと文化部内の部課長6人以内とする。